

経験者に聞く 弁護士任官 —Season3—

第1回 民事調停官・裁判官を経験して

元名古屋高等裁判所判事・静岡県弁護士会会員 山本 健一 (51 期)

1 弁護士任官するまで

私は、修習期 (51 期) を終え、1999 年 4 月に第二東京弁護士会に登録しました。

それから 14 年半、いわゆる町弁として、一般民事・家事・刑事の各種事件を扱う弁護士として活動しました。

そして、縁があり、2005 年 10 月から 2009 年 9 月まで 4 年間、東京地方裁判所民事 22 部 (調停・借地非訟・建築部) で民事調停官として勤務しました。

地裁の調停部が担当する調停事件は、ほとんどが訴訟から調停に付された事件であり、調停が成立しない場合には訴訟に戻されることになり、その訴訟の審理中で、調停委員会の意見が活用されるので、調停とはいっても半分は訴訟の色合いを残しており、民事調停官は、訴訟を担当する裁判官に近い目線で事件を見ることになります。

民事調停官として事件と向き合うと、当事者の代理人として事件を見る目と異なる目で事件を見ている自分に気付きました。代理人としては当事者の目線で見ているのに、民事調停官として勤務している間は、同じ弁護士でありながら、第三者として中立的に事件を見るようになり、自然に、双方の主張・立証の妥当性を判断した上で事案として適切な解決案を考えていました。

このように、客観的に事件を見て考えることは私の性格には合っているように感じました。

また、裁判所は、チームとして動きます。一般的な訴訟でも、裁判官と立会書記官がペアを組み、それぞれの役割を果たして審理を進めます。特に調停部では、裁判官・調停官と書記官だけではなく、さらに調停委員というメンバーも加えたチームで審理するので、町弁の仕事の仕方とは異なるスタイルでの仕事が体験でき、楽しく感じました。

このような経緯を経て、常勤裁判官への任官を志すことになりました。

2 任官の手続

弁護士任官の手続は、応募してから任官するまで、約 1 年間かかります。

応募書と関連書類を単位会に提出し、弁護士会による審査を経て推薦を可とされると、最高裁判所に任官の申込書を提出します。

裁判所では、下級裁判所裁判官指名諮問委員会の地域委員会が申込者について情報収集を行った上で、最高裁判所事務総局の全局長による面接を受け、その結果を総合して下級裁判所裁判官指名諮問委員会での審査及び最高裁判所裁判官会議を経て、採否が決められます。

常勤裁判官に任官するためには、(民事・家事) 調停官を経験しないといけないわけではありませんが、これらの経験者については、民事・家事調停官を務める中で収集された情報が最高裁判所での審査において活用されるので、勤務に問題がなければ、常勤裁判官として採用されやすいといえます。

私の場合でいうと、面接は 40 分間程度と言われていましたが、実際には、採用に関わるような質問は 20 分間程度で終わってしまい、あとは雑談に近い質問がなされただけでした。私が面接会場に着いたときに「それまでの面接で時間がかかって押しているので、少し遅くなる」と言われました。調停官を経験していない申込者については裁判所に情報が少ないため、面接に時間がかかっているようでした。

3 裁判官の仕事

(1) 任官してからの経歴

2013 年 10 月に任官して最初の勤務先は、名古屋高等裁判所民事部でした。

任地は、東京にマンションがあったので、希望すれば東京にしてもらえたかもしれませんが、その場合、次の任地は東京高等裁判所管内から出ることが予想されたので、それなら東京にこだわる必要はないだろう

と思い、あえて東京は希望しませんでした。その結果、名古屋となりました。

最近、弁護士任官者は、最初は高等裁判所に配属されることが多いと思います。高裁（民事部）で勤務すると、民事・家事の全ての事件を担当することができるし、一審で審理・判断された記録を見ることができ、しかも経験豊富な部総括裁判官や相陪席裁判官と事件について合議し、あるいは事件外の話もできるので、初任者にとっては非常に有益だったと思います。

私は、その後、名古屋地方裁判所→静岡地方裁判所浜松支部→津地方・家庭裁判所→名古屋地方・家庭裁判所豊橋支部と異動し、豊橋支部を最後に依願退官しました。裁判官としての勤務期間は、10年6月でした。

(2) 担当した職務

名古屋地方裁判所では通常部に所属して、専門部・集中部が担当する事件以外の訴訟を担当しましたが、その後の勤務は支部と小規模庁だったので、執行・破産・非訟、人事訴訟と幅広い事件を担当しました。このように幅広い分野を同時に担当するのは思考を切り替えなければならず、なかなか忙しく感じますし、この業界では往々にして訴訟の事件数ばかりが目立って、数値上は忙しさが表に出にくく、その数値の割には忙しいと感じることが多いです。

しかし、幅広い分野を担当することで非常に勉強になり、法曹として成長する上で良い経験ができたと思います。

(3) 裁判所の構成員としての職務

裁判をすることが裁判官（判事）の主たる仕事であることはもちろんですが、それだけではなく、職員（特に書記官）の育成にも関わります。

民事部では、基本的に裁判官と書記官はペアを組んで訴訟に当たります。これは、当事者（代理人）と連絡を取る場合、事件の内容が分かっていると具体的な話ができないためです。裁判官と書記官は、情報

共有・意思疎通しておかなければならないので、ペアを組んで活動することになります。

そして、一緒に事件処理をする中で書記官も成長していくことになり、裁判官は、書記官の成長に関わることになります。

私は、2024年3月に退官するまでの10年半の間に3人の新人書記官とペアを組みました。1年目の書記官は、実務家としては1からのスタートなので、伸び代は大きいです。私がペアを組んだ3人も、1年間で大きく成長してくれ、主任書記官から成長したと評価されました。

裁判以外の職務でも、成果を上げられたと嬉しかったです。

4 裁判官の生活

裁判官の生活というと、最も話題になるのは異動だと思います。

たしかに、基本的には3年ごとに異動があります。

異動の際には、引っ越しをしなければならず、負担になります。特に小さいお子さんがいる場合は、保育園や学校を探したり手続きをとったりしなければならぬ点で、負担は大きいでしょう。

私には、子供がおらず、あまり苦にはなりませんでしたが、

裁判官の中にも、各地に行く良い切っ掛けだとして、敢えて遠隔地への異動を希望する方もいました。

5 終わりに

私は、楽しく生活を送り仕事をするのができて、民事調停官となり、また常勤裁判官に任官して良かったなと思っています。

また、広い分野の事件に関わり、法曹としても成長できたのではないかと考えています。

変わったことをしてみようと思っている方は、民事・家事調停官あるいは常勤裁判官に応募してみてもいいのではないでしょうか。